# 車両を利用しませんか

藤岡市社会福祉協議会では、地域の福祉を推進する活動を支援するため、市内にお住いの方・地域福祉の推進を図る団体等に車両の貸出しを行います。

#### 〇利用目的

地域福祉推進活動など公益性が認められるもの。(ボランティア活動やサロンの行事参加など)

レジャーやスポーツなどの趣味娯楽を目的とする場合は利用できません。 ※裏面に利用例があります。

#### 〇利用申請

車両を使用する日の1か月前から3日前までに社会福祉協議会へ申請してく ださい。申請時に運転者の方の運転免許証のコピーを提出していただきます。 内容を審査し、貸出しの可否を決定します。

#### 〇利用料

無料です。利用期間中に要する燃料・有料自動車道路等の必要経費は利用者の負担となります。

#### 〇貸出期間

1回の申請につき原則1日以内となります。(8時30分~17時15分まで)

#### 〇利用範囲

原則、市内及び近隣市町までとなります。

※近隣市町村は、前橋市・高崎市・安中市・富岡市・神流町・甘楽町・ 玉村町・上里町・神川町です。

#### ○貸出車両 ※写真はイメージです

・ステップワゴン(8 人乗り)



#### 軽トラック



#### 〇その他

- ・申請手続きや禁止事項など詳しくは、下記へお問い合わせください。
- 個人、ご家族のみでの利用はできません。

### お気軽にご連絡ください!

問い合わせ先: 社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会 (藤岡市藤岡 1485 総合学習センター南棟 1 階) TEL: 0274-22-5647

Ð

## ★このような場合は利用できます!!



運転免許を返納してしまって 運転ができない友人を買い出 しに連れていきたいけど自分 の車で連れて行くのは不安 で・・・

引きこもり防止で近所の 高齢者などを公園へ連れ ていきたい・・・





地区のイベントの準備に 軽トラックを借りたい・・・

> ボランティア活動で他市へ研修 に行きたいけどみんなバラバラ で行くのはちょっと・・・





地域支え合い協議体の活動で 草刈りをしたいけど、草刈り機 を乗せていく車を借りたい・・・

近所の高齢者の方の庭の草むしりをしたけど、量が多くて自分の車では運べない・・・



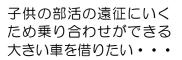


サロンに参加する方を何人か 送迎したい・・・

## ⚠ このような場合は利用できません!



ボランティアの会員でお昼を食べに 行きたい。







自宅のごみを運搬するのに 車を借りたい・・・

> 家族みんなで、スポーツ観戦に 行きたい。



※「このような場合はどうなの?」というときはお問い合わせください。